

平成 2 5 年 度
日田市職員採用試験案内
(平成 2 6 年 4 月 1 日採用・身体障がい者)

- 【 申込受付期間 】 平成 25 年 12 月 2 日 (月曜日) から
平成 25 年 12 月 24 日 (火曜日) まで
*ただし、土・日曜日、祝日を除く。
- 【 受付時間 】 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
- 【 第一次試験 】 平成 26 年 1 月 18 日 (土)

お問合せ先

日田市総務部総務課職員係

〒 8 7 7 - 8 6 0 1

大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号

0 9 7 3 - 2 2 - 8 3 9 2

次のとおり、日田市職員採用試験を行います。

1 試験区分及び受験資格等

試験区分	採用 予定数	受 験 資 格
身体 障がい者	若干名	学校教育法に定める大学、短期大学・高等専門学校等、高等学校を卒業した人又は平成26年3月末日までに卒業見込みの人で、次の要件を満たす昭和53年4月2日以降に生まれた人。 <ul style="list-style-type: none">・ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人・ 介助者なしに職務の遂行が可能な人・ 活字印刷物による出題に対応できる人

受験資格・受験申込書記載事項の真否などについて調査します。

学校教育法による大学を中途退学した人

2年以上在学し、かつ、その在学期間中に62単位以上の単位を修得した人は「短大卒」扱いとします。

日本国籍を有しない人

受験することができます。ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に職務従事可能な在留資格がない場合は採用されません。

受験できない人（地方公務員法第16条に該当する人）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 日田市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行日以後において、憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験内容

区分	試験科目	対象者	試験内容
第一次試験	教養試験	受験者全員	公務員として必要な一般知識についての多肢択一式筆記試験
	適性検査	受験者全員	職場への適応性についての筆記検査
第二次試験	面接試験	一次試験合格者	個人面接試験

3 試験の日時及び場所

区分	日	時	会場
第一次試験	1月18日 (土曜日)	(試験開始時間) 9:00 (終了予定時間) 12:30	(試験会場) 日田市役所 7階 中会議室
第二次試験	2月上旬	日時・会場は第一次試験合格者へ通知します。	

受験者は、午前8時30分までに入室し、指定された座席に着席しておいてください。

- 4 一次試験の教養試験、適性検査においては実施、問題の作成から採点までのすべてを（財）日本人事試験研究センターに委託しています。

5 試験結果の発表

第一次試験	第二次試験	発表の方法
1月下旬	2月中旬	市役所西側掲示板・市民課横掲示板・日田市ホームページに掲示するほか、受験者全員へ文書で通知します。

事務の進捗状況により、発表の日程が前後する場合があります。

6 試験結果の開示

採用試験の結果については、受験者本人に限り口頭で開示請求することができます。受験生が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、市役所本庁4階総務課職員係へ直接おいでください。

受付時間 8:30～17:00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

開示請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表日から起算して1ヶ月間

7 採用

最終合格者は採用候補者名簿に成績順に登載し、職員に欠員が生じたとき、その中から採用されます。したがって、欠員が生じない限り、合格しても採用されない場合があります。採用候補者名簿の有効期間は、最終合格発表日の翌日から平成26年6月30日までです。

8 日本国籍を有しない方の任用

日本国籍を有しない方の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

携わることのできる職務について

下記のような「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職」に該当する職務には従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。

(公権力の行使に該当する主な職務の例)

税の賦課決定、徴収、滞納処分

法令(条例及び規則を含む。以下同じ)に基づく許認可等

法令に基づく行政上の立ち入り検査等

公物管理権に基づく権力作用の行為(施設の使用許可、立入り許可等)

法令に基づく補助金等の決定事務

その他、行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて、一方的な判断で市民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為

(公の意思形成への参画に携わる職)

部長級、課長級等の職のうち、市行政について企画、立案及び決定に参画する職が該当します。

9 受験手続

申込書類

・ 申込書

・ 面接調書(両面印刷不可)

・ 3ヶ月以内に撮影した同一の写真2枚(縦4cm×横3cm・上半身・正面向・脱帽)

写真2枚のうち、1枚は申込書に貼付けてください。残りの1枚は受験票に使用しますので、裏面に「氏名」「試験区分」を記入し、申込書と一緒に提出してください。

・ 受験票を郵送するための返信用封筒

返信用封筒は、長形3号(ハガキが入るサイズ)を使用し、380円分の切手を貼付してください。「簡易書留」と朱書きし、郵便番号・宛先・氏名を明記してください。

添付書類

・ 身体障害者手帳の写し

申込先

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市総務部総務課職員係

申込方法

直接持参の場合

申込書等の受理を行います。返信用封筒にて受験票を郵送します。

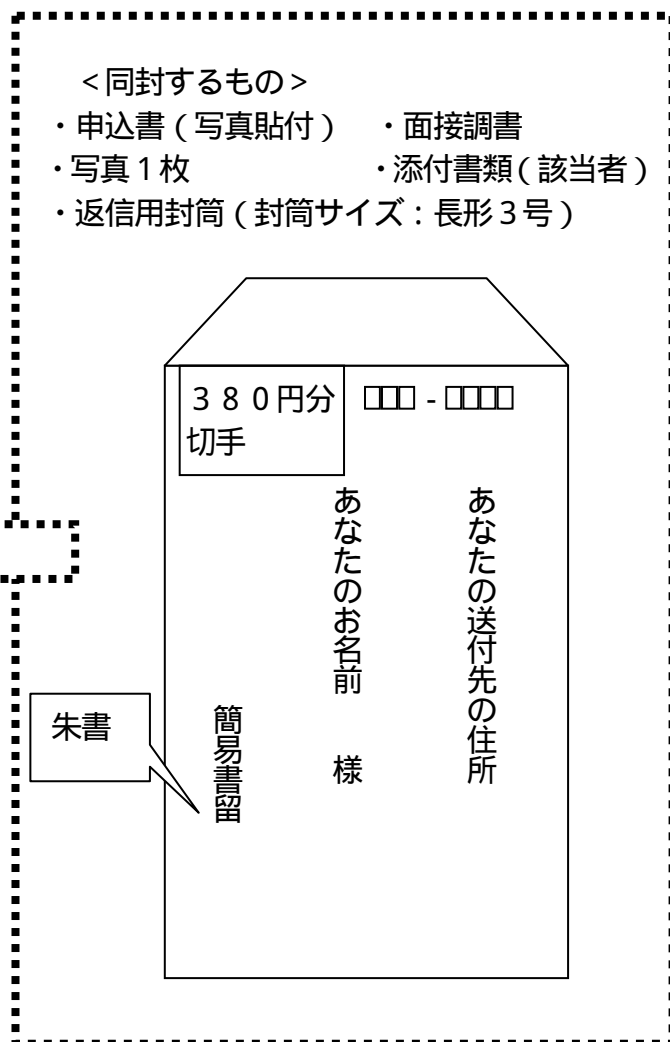
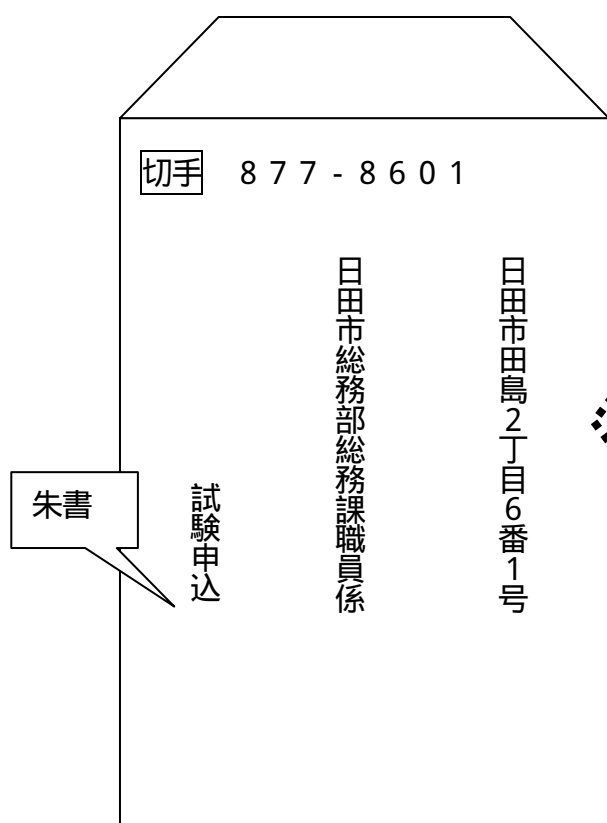
郵送の場合

封筒の表に「試験申込」と朱書し、申込先に郵送してください。申込書等受理後、受験票を発行し、送付された返信用封筒にて受験票を郵送します。

書類に不備があった場合について

試験区分の間違い、写真及び返信用封筒等の同封漏れ等による書類不備の場合は、全ての書類を郵送により返却します。再度書類を確認の上、申し込みください。

(封筒サイズ：角形2号)



10 申込期間

平成25年12月2日(月)から平成25年12月24日(火)まで

直接持参の場合：平日の8時30分から17時まで

郵送の場合：平成25年12月24日(金)17時までに必着

この期間に持参及び郵送された申込についても、書類不備のものについては受験票の発行を行いませんので、ご了承ください。

11 出題分野

教養試験

区 分	出 題 分 野
受験者全員 120分	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能